

令和3年度 第2回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会次第

日 時：令和3年10月14日（木）
午後1時30分から午後3時まで
場 所：龍ヶ崎市役所5階全員協議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）龍ヶ崎市国民健康保険税の賦課方式及び税率改正について 【資料1】

- ① 税率改正案について
- ② 子どもの均等割軽減について
- ③ シミュレーション結果

4 報 告 【資料2】

- （1）龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- （2）龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則について
- （3）その他

5 閉 会

龍ヶ崎市国民健康保険税の賦課方式及び税率改正について

1. 税率改正案について

- ① 税率改正案の考え方
- 令和4年度「国民健康保険事業費納付金」については、令和3年度と同額を見込む。
 - 「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」の調定額の割合については、令和3年度「標準保険料率」を参考。
 - 調定額については、令和3年度「標準保険料率」を基に、被保険者の減少および保険者支援（税軽減分）の減少を加味し算定。
- ② 税率等案

改正案①…応能・応益割【55：45】					改正案②…応能・応益割【50：50】			
	現行税率				改正案①		改正案②	
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割
医療分	5.80	18.40	19,800	19,800	5.05	23,300	4.50	26,600
支援金分	2.14	4.70	6,000	6,600	2.75	13,000	2.60	14,800
介護分	1.40	—	11,400	—	2.45	15,200	2.30	16,500
合計	9.34	23.10	37,200	26,400	10.25	51,500	9.40	57,900

2. 子どもの均等割軽減について

① 子どもの均等割軽減による市の負担額

軽減（免除）対象	改正案①	改正案②
未就学児のみ（半額）	1,298,179	1,480,568
18歳以下（半額）	14,937,903	17,036,617
18歳以下（全額）	33,770,343	38,514,937

- ② 国・県の軽減（免除）の拡充に対する考え方
- 県から対象者の拡充については、各市町村が実情に合わせて決定していただきたいとの回答がありました。
 - 国、県ともに国保は、加入者が互いに医療費を支えあう制度であり、全額免除は適切でないとの見解を示しております。



【子どもの均等割（免除）拡充案について】

✓子どもの均等割軽減につきまして、国保の財政状況および国、県の見解を踏まえ、令和4年度から多子世帯の負担軽減を図るため、18歳以下の子どもの均等割を「半額免除」とすることを提案いたします。

3. シミュレーション結果

① 調定額 控除後（限度超過額及び低所得軽減後）

	現行税率			改正案①			改正案②		
	調定額	応能割	応益割	調定額	応能割	応益割	調定額	応能割	応益割
医療分	1,075,625,085	55.22	44.78	827,201,145	56.91	43.09	816,140,957	50.91	49.09
支援金分	362,858,145	57.97	42.03	438,511,421	54.88	45.12	448,118,194	50.33	49.67
介護分	94,362,469	46.63	53.37	141,139,186	51.79	48.21	141,700,561	48.33	51.67
合 計	1,532,845,699	55.33	44.67	1,406,851,752	55.76	44.24	1,405,959,712	50.47	49.53

※ 改正案①・改正案②ともに現行税率に比べ約1億3,000万円の減。

② 収入見込額（調定額×93%）

	現行税率		必要保険料額		改正案①		改正案②	
	税額	割合	税額	割合	税額	割合	税額	割合
医療分	1,000,331,329	70.17	840,841,923	57.36	769,297,065	58.80	759,011,090	58.05
支援金分	337,458,075	23.67	473,218,774	32.28	407,815,622	31.17	416,749,920	31.87
介護分	87,757,096	6.16	151,937,228	10.36	131,259,443	10.03	131,781,522	10.08
合 計	1,425,546,500	—	1,465,997,925	—	1,308,372,130	—	1,307,542,532	—

※ 必要保険料額は、令和3年度国保事業費納付金を基に茨城県が算定。

※ 改正案①・改正案②ともに必要保険料額に比べ約1億6,000万円不足。

⇒ 不足分は、保険者支援（税軽減分）や保険者努力支援、過年度保険税徴収分などで補てん予定。

③ 保険税の増額世帯数・割合【増加額別】__子ども（18歳以下）の均等割減免（半額）

増加額	改正案①		改正案②	
	件数	割合	件数	割合
5万円以上	4	0.03	0	0.00
3万円以上	58	0.50	42	0.36
1万円以上	368	3.16	300	2.58
5千円以上	228	1.96	266	2.29
千円以上	289	2.48	413	3.55
千円未満	102	0.88	75	0.64
合 計	1,049	9.02	1,096	9.42

総世帯数：11,635世帯

④ 保険税の増額世帯数・割合【世帯所得別】__子ども（18歳以下）の均等割減免（半額）

世帯所得額	改正案①			改正案②		
	世帯数	増額世帯数	増額割合	世帯数	増額世帯数	増額割合
100万円以下	7,711	236	3.06	7,711	650	8.43
100万円～200万円	2,244	331	14.75	2,244	238	10.61
200万円～300万円	876	233	26.60	876	109	12.44
300万円以上	804	249	30.97	804	99	12.31
合 計	11,635	1,049	9.02	11,635	1,096	9.42

⑤ 保険税増額（上位15世帯）の世帯所得額・被保険者数_子ども（18歳以下）の均等割減免【半額】

■ 改正案①

保険税			世帯所得額	資産税額	被保険者数		
改正前	改正後	増加額			全員	40歳以上	18歳以下
577,300	641,800	64,500	4,550,000	0	4	2	0
640,900	703,300	62,400	5,508,000	0	3	2	0
573,200	629,400	56,200	4,783,152	0	3	2	0
522,600	574,000	51,400	4,242,454	0	3	2	0
656,700	705,500	48,800	6,097,472	0	2	1	0
666,900	715,500	48,600	5,670,000	47,200	3	2	0
490,300	538,500	48,200	3,895,451	0	3	2	0
637,700	683,600	45,900	5,310,988	66,000	3	2	0
630,300	676,000	45,700	5,385,656	53,064	3	1	0
650,200	693,900	43,700	5,788,024	38,599	2	2	0
479,600	524,100	44,500	3,903,179	0	3	1	0
570,100	614,400	44,300	4,636,371	45,700	3	2	0
635,400	679,600	44,200	5,449,846	0	3	2	1
443,000	486,500	43,500	3,388,857	0	3	2	0
626,700	669,500	42,800	6,030,000	0	1	1	0

■ 改正案②

保険税			世帯所得額	資産税額	被保険者数		
改正前	改正後	増加額			全員	40歳以上	18歳以下
577,300	626,200	48,900	4,550,000	0	4	2	0
361,200	408,700	47,500	2,236,529	0	4	2	0
298,100	341,600	43,500	1,209,200	0	4	2	0
281,000	322,800	41,800	1,102,800	0	5	2	1
415,700	455,900	40,200	2,738,779	33,000	4	2	0
270,400	308,200	37,800	1,590,000	0	4	2	0
161,600	198,600	37,000	未申告	40,300	4	2	0
309,400	346,200	36,800	1,836,400	0	3	3	0
158,400	194,300	35,900	220,000	0	3	3	0
350,100	385,400	35,300	2,059,855	66,700	5	2	0
372,600	407,800	35,200	2,569,064	0	4	2	0
330,600	365,500	34,900	1,390,000	0	6	2	2
375,000	409,700	34,700	2,623,800	0	5	1	0
383,100	417,600	34,500	2,337,073	55,200	4	2	0
280,300	314,400	34,100	1,281,035	51,100	5	1	0

⑥ 保険税の増額（上位3世帯）【所得別】__子ども（18歳以下）の均等割減免（半額）

世帯所得額		改正案①			改正案②		
		増加額（年）	増加額（月）	増加額（期）	増加額（年）	増加額（月）	増加額（期）
100万円以下	①	19,100	1,592	2,122	37,000	3,083	4,111
	②	18,500	1,542	2,056	35,900	2,992	3,989
	③	16,600	1,383	1,844	33,200	2,767	3,689
100万円～200万円	①	33,600	2,800	3,733	43,500	3,625	4,833
	②	33,200	2,767	3,689	41,800	3,483	4,644
	③	32,900	2,742	3,656	37,800	3,150	4,200
200万円～300万円	①	43,500	3,625	4,833	47,500	3,958	5,278
	②	40,600	3,383	4,511	40,200	3,350	4,467
	③	37,600	3,133	4,178	35,300	2,942	3,922
300万円以上	①	64,500	5,375	7,167	48,900	4,075	5,433
	②	62,400	5,200	6,933	33,900	2,825	3,767
	③	56,200	4,683	6,244	33,500	2,792	3,722



【応能・応益割について】

- ✓税率等の改正につきましては、シミュレーション結果を踏まえ、低所得世帯の保険税の増額を抑えるため、改正案①（応能割55：応益割45）を提案いたします。
- ✓令和4年度以降につきましては、国保の財政状況および加入者数を踏まえ、3年を目安に税率等の改正を検討してまいります。

条例等改正概要

1. 龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

① 第7条第1項（出産育児一時金）

産科医療補償制度の見直し及び健康保険法施行令の改正に伴い、龍ヶ崎市国民健康保険条例の第7条第1項に規定する出産育児一時金の額に変更が生じるため改正を行う。

【厚生労働省通知】

■ 健康保険法施行令改正の趣旨

産科医療補償制度については、令和4年1月1日より、当該制度の掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げられとともに、補償対象基準等についても見直しが行われることとなった。また、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべきとされた。

これらを踏まえ、健康保険法施行令について所要の改正を行う。

■ 改正の内容

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額については、産科医療補償制度の掛金の見直しを踏まえ、現行の40万4千円から40万8千円（※）に引き上げる。

※ 産科医療制度の対象の場合は、掛金を加算した金額を支給することとなる。

② 附則第2項（新型コロナウイルス感染症）

新型コロナウイルス感染症の定義を具体的に書き下ろす形から引用規定に改める。

2. 龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則について

① 第43条（出産育児一時金）

龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部改正に伴い改正を行う。

議案第 号

龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年 月 日提出

龍ヶ崎市長 中山 一生

龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市国民健康保険条例（昭和53年龍ヶ崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「404,000円」を「40万8,000円」に改め、同項ただし書中「16,000円」を「1万2,000円」に改める。

付則第2項中「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る龍ヶ崎市国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 号

龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
第1条 第6条 （出産育児一時金） 第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。 2 付 則 1 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症</u>をいう。以下同じ。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 3 以下省略	第1条 第6条 （出産育児一時金） 第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として404,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに16,000円を上限として加算するものとする。 2 付 則 1 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症</u>をいう。以下同じ。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 3 以下省略

龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

龍ヶ崎市長

龍ヶ崎市規則第 号

龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則(昭和53年龍ヶ崎市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第43条第1項中「1万6,000円」を「1万2,000円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に出産した被保険者に係る龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則第43条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
第 1 条 } 第 42 条 } 省 略 （出産育児一時金） 第 43 条 条例第 7 条に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条ただし書に規定する出産であると認められるときは、<u>1 万 2, 000 円</u>を加算する。 2 以下省略	第 1 条 } 第 42 条 } 省 略 （出産育児一時金） 第 43 条 条例第 7 条に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条ただし書に規定する出産であると認められるときは、<u>1 万 6, 000 円</u>を加算する。 2 以下省略

令和3年度第2回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会
事前質問に対する回答

1. 茨城県の国民健康保険に関する動向について

①茨城県国民健康保険運営協議会及び国民健康保険室の資料には、市町村との関係で下記の記述があります。これらをどのように市町村に配布されるか、現時点での方針を確認してください。

ア. 国保特別交付金

保険給付金の9%を県の一般会計から国保特会に繰入、このうち2%を国保特別交付金、(約32億円)を県が市町村と協議し決定するとあるが。

〔現行〕

項目	金額（配分割合）
①国保運営方針の取組による額	16.4億円（51.3%）
②財政力のよる額	10.7億円（33.4%）
③その他知事が認めるものによる額	4.9億円（15.3%）
合 計	約32億円（100%）

〔見直し後〕

項目	金額（配分割合）
①国保運営方針の取組による額	9.7億円（30.2%）
②財政力のよる額	10.7億円（33.4%）
③その他知事が認めるものによる額	11.6億円（36.4%）
合 計	約32億円（100%）

令和4年度から県内全市町村で2方式への統一を実現するため、国保特別交付金の交付額約32億円の配分を見直し、「①国保運営方針の取組による額」から「③その他知事が認めるものによる額」に6.7億円を移行し、うち5億円を令和4年度から2方式に移行した市町村に対して、20歳未満の被保険者数で按分した額を交付し、残り1.7億円を2方式移行に要する費用分として交付するとのことです。

イ. 令和2年度決算剰余金の活用

令和4・5年度で各30億円を納付金負担の軽減に活用するとあるが。

剰余金（各年30億円）については、被保険者数で按分した額を、各市町村の納付金の負担軽減に活用するとのことです。

龍ヶ崎市の場合、納付金の負担軽減額は、約8,000万円になる見込みです。

ただし、国から令和4年度納付金の算定基準が示されるまで、増減額については不明とのことです。※算定基準によっては、増額の可能性もあります。

②茨城県の仮算定が示されれば、令和4年度の県納付金の概要が分かると思われますが、時期を教えてください。

茨城県に確認したところ、例年どおり、11月中旬に仮算定を行い、令和4年1月中旬に納付金が決定的との回答をいただいております。

2. 子どもの均等割拡充案について

資料1（1ページ）には「国・県ともに全額免除は適切ではないとの見解」としてありますが、全額免除をした場合、これに対し国・県の制度に変化はありますか。

龍ヶ崎市が全額免除をした場合でも国及び県の制度に変化はないと思われます。

子どもの均等割軽減のための財政支援等につきましては、これまでも「全国市長会」などを通じて、国への要望を行っており、今後も茨城県や県内の市町村と連携を図りながら、被保険者の負担軽減に向けて必要な要望等を行ってまいります。

3. 必要保険料の不足について

資料1（2ページ）には「改正案①・改正案②ともに必要保険料額に比べ約1億6,000万円不足」としてありますが、令和3年度の予算書では、一般会計繰出金に117,000千円、支払準備基金積立に44,143千円、合計161,143千円あり、国民健康保険事業費納付金を同額としても、不足しないと思われますが、不足している内容について、また「不足分は、保険者支援（税軽減分）や保険者努力支援、過年度保険税徴収分などで補てん予定」としている内容について

「不足」とありますのは、あくまで茨城県が算定をいたしました必要保険料額に対して、改正案①・改正案②ともに収入見込額が不足していることを意味しております。

また、不足分を保険者支援（税軽減分）や保険者努力支援、過年度保険税徴収分などで補てん予定とあるのは、必要保険料額および国民健康保険事業費納付金につきましては、当該年度に賦課する保険料（税）だけでなく、法定公費等含めた歳入で、賄うものだからです。

なお、今回お示しさせていただきました、改正案①・改正案②ともに、令和3年度の一般会計繰出金、支払準備基金積立金の額を踏まえて算定しております。

4. 保険税改正案①について

①資料1（2ページ）には改正案①で、増額世帯数1,049世帯、9.02%との試算が示されています。低所得世帯でも、増額となる世帯が出てきますが、表④の世帯所得額の区分で、平均増額は、どのようになりますか。また増額となる世帯の傾向はどのような内容ですか。

■平均増額（世帯所得額別）（小数点以下切捨て）

○100万円以下	:	年額	4,583円	（月額	381円）
○100万円～200万円	:	年額	7,576円	（月額	631円）
○200万円～300万円	:	年額	12,012円	（月額	1,001円）
○300万円以上	:	年額	19,602円	（月額	1,633円）

■増額になる世帯の傾向

- 子ども（18歳以下）がいない世帯
- 固定資産税が賦課されていない世帯

②子ども（18歳以下）の均等割減免を全額とした場合、増税世帯数は何世帯減少しますか。

改正案①で、子どもの均等割を全額減免した場合、増税する世帯は【939世帯】となります。半額の場合が【1,049世帯】ですので、全額減免した場合、増税世帯数は【110世帯】減少となります。